

東証インデックスの算出要領



2010年2月1日版

株式会社東京証券取引所

2010年2月1日より、株式交換・合併に伴う指数用株式数の取扱いを変更することに伴い、算出要領の記載を一部変更いたします。

2009年12月28日発行

はじめに	3
<i>I. 東証の算出公表する指数</i>	4
1. 体系	4
2. 算出対象.....	5
3. TOPIX ニューインデックスシリーズの銘柄選定	8
4. TOPIX コンポジット 1500 の銘柄選定.....	11
5. TOPIX スタイルインデックスシリーズの銘柄選定.....	13
<i>II. 指数の算出方法</i>	16
1. 算出方法.....	16
2. 基準時及び基準値	16
3. 採用株価.....	17
4. 指数用株式数.....	17
5. 浮動株比率 (FFW)	17
<i>III. 基準時価総額の修正</i>	20
1. 修正を要する事項等.....	20
2. 修正方法.....	26
<i>IV. その他</i>	28
1. 公表、基礎情報の提供	28
2. 利用許諾.....	28
3. 免責	28
4. 問合せ先.....	28

はじめに

- ・ 株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）では、TOPIX（東証株価指数）、東証コンポジットインデックスシリーズ、TOPIX ニューインデックスシリーズ、東証規模別指数、東証業種別指数、TOPIX-17 シリーズ、TOPIX スタイルインデックスシリーズ、東証第二部株価指数、東証マザーズ指数及び東証 REIT 指数（以下「TOPIX 等」という。）を、原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出している。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と東証が判断した場合は、東証が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は東証の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、東証に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、東証は、本資料を利用される方が、本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

東証 REIT 指数・優先出資証券については、株式数を投資口数というなど、株式と異なる用語が用いられるが、指数算出の基本的な仕組みは株式と同様であり、本算出要領では株式に合わせた記載としている。

I. 東証の算出公表する指数

- 東証の算出公表する指数の体系は以下のとおりである。また、各々の指数について、「配当収益を考慮しない指数 (Price return index)」と「配当込み指数 (Total return index)」の2種類を算出している。

1. 体系

(1) 内国株指数

市場別指数

TOPIX 市場第一部の内国普通株式	東証第二部株価指数 市場第二部の内国普通株式	東証マザーズ指数 マザーズの内国普通株式	東証 REIT 指数 東証上場の REIT
------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

(注) 浮動株反映を行わない「旧 TOPIX」を別途算出・公表している

規模別指数

▶ TOPIX ニューインデックスシリーズ ▶ 東証規模別株価指数

TOPIX Core30 時価総額、流動性の特に高い銘柄	TOPIX 100	TOPIX 500	TOPIX 1000	大型株 TOPIX 100 の算出対象	
TOPIX Large70 Core30 について時価総額、流動性の高い銘柄					
TOPIX Mid400 TOPIX 100 について時価総額、流動性の高い銘柄					中型株 TOPIX Mid400 の算出対象
TOPIX Small TOPIX の算出対象から、TOPIX 500 の算出対象を除く					小型株 TOPIX Small の算出対象

業種別指数

▶ 東証業種別株価指数 ▶ TOPIX-17 シリーズ

証券コード協議会が定める業種区分に基づく 33 業種	証券コード協議会が定める 33 業種を 17 業種に集約
----------------------------	------------------------------

スタイル指数

▶ TOPIX スタイルインデックスシリーズ

TOPIX バリュース TOPIX 500 バリュースと TOPIX Small バリュースの構成銘柄	TOPIX 500 バリュース TOPIX 500 の構成銘柄の中で、実績 PBR 等の指標によりバリュースに区分された銘柄	TOPIX 500 グロース TOPIX 500 の構成銘柄の中で、実績 PBR 等の指標によりグロースに区分された銘柄	TOPIX グロース TOPIX 500 グロースと TOPIX Small グロースの構成銘柄
	TOPIX Small バリュース TOPIX Small の構成銘柄の中で、実績 PBR 等の指標によりバリュースに区分された銘柄	TOPIX Small グロース TOPIX Small の構成銘柄の中で、実績 PBR 等の指標によりグロースに区分された銘柄	

(2) 東証コンポジットインデックスシリーズ

市場別指数

TOPIX コンポジット 市場第一部の内国普通株式 内国優先出資証券 市場第一部の内国参加型種類株式 市場第一部単独上場外国株	東証第二部 コンポジット指数 市場第二部の内国普通株式 内国優先出資証券 市場第二部の内国参加型種類株式 市場第二部単独上場外国株	東証マザーズ コンポジット指数 マザーズの内国普通株式 内国優先出資証券 マザーズの内国参加型種類株式 マザーズ単独上場外国株
--	--	--

規模別指数

TOPIX コンポジット 1500 TOPIX コンポジットの銘柄の中から、時価総額及び流動性の高い銘柄
--

2. 算出対象

- ・ 内国株指数の算出対象は、当取引所上場の「内国普通株式」としており、新株予約権証券及び優先株式等は算出対象外としている。
- ・ 東証コンポジットインデックスシリーズの算出対象は、当取引所上場の「内国普通株式」「内国優先出資証券」「内国参加型種類株式」「単独上場外国株式」とする。優先出資証券については、規則上の市場区分（所属部）が指定されないため、どの指数に組み入れられるかは、時価総額と流動性等を基に判定します。
- ・ 各指数の算出対象は下表のとおり。ただし、整理銘柄への指定銘柄、新規上場銘柄から一定期間を経過していない銘柄等は、Ⅲ項の取扱いに基づき各指数の算出対象外となる。
- ・ なお、算出対象が売買停止となっている場合には、その銘柄については株価変動がないものとみなして指数を算出している。

指数	算出対象
TOPIX	東証市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄
TOPIX ニューインデックスシリーズ	TOPIX の算出対象を、各銘柄の流動性と時価総額に応じて、TOPIX Core30、TOPIX Large 70、TOPIX 100、TOPIX Mid400、TOPIX 500、TOPIX Small 及び TOPIX 1000 の算出対象として選定する。 なお、定期選定の詳細については、3. TOPIX ニューインデックスシリーズの銘柄選定を参照。
東証規模別株価指数	大型株：TOPIX 100 の算出対象 中型株：TOPIX Mid400 の算出対象 小型株：TOPIX Small の算出対象

指数	算出対象
東証業種別株価指数	以下の「証券コード協議会が定める 33 業種」に基づき、TOPIX の算出対象を各業種別に分類する。 水産・農林業、鉱業、建設業、食料品、繊維製品、パルプ・紙、化学、医薬品、石油・石炭製品、ゴム製品、ガラス・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械、電気機器、輸送用機器、精密機器、その他製品、電気・ガス業、陸運業、海運業、空運業、倉庫・運輸関連業、情報・通信業、卸売業、小売業、銀行業、証券・商品先物取引業、保険業、その他金融業、不動産業、サービス業
TOPIX-17 シリーズ	TOPIX の算出対象を「証券コード協議会が定める 33 業種」に基づき、17 業種に集約した株価指数（分類は 7 ページ参照）
東証第二部株価指数	東証市場第二部に上場する内国普通株式全銘柄
東証マザーズ指数	マザーズに上場する内国普通株式全銘柄
東証 REIT 指数	東証に上場する REIT（不動産投資信託）全銘柄
旧 TOPIX	東証市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄
TOPIX コンポジット	東証市場第一部に上場する内国普通株式・内国参加型種類株式・単独上場外国株式全銘柄、内国優先出資証券
東証第二部コンポジット指数	東証市場第二部に上場する内国普通株式・内国参加型種類株式・単独上場外国株式全銘柄、内国優先出資証券
東証マザーズコンポジット指数	東証マザーズに上場する内国普通株式・内国参加型種類株式・単独上場外国株式全銘柄、内国優先出資証券
TOPIX コンポジット 1500	TOPIX コンポジットの構成銘柄のうち、時価総額と流動性の高い銘柄を選定する。 なお、定期選定の詳細については、4. TOPIX コンポジット 1500 の銘柄選定を参照。
TOPIX スタイルインデックスシリーズ	TOPIX・TOPIX 500・TOPIX Small の銘柄を、バリュー（割安）とグロース（成長）の 2 つに相対的に区分し、銘柄を選定する。 なお、スタイル区分の詳細については、5. スタイル指数の銘柄選定を参照。

- TOPIX-17 シリーズの構成銘柄は以下のとおり。

指数名称	構成銘柄 (33 業種)
TOPIX-17 食品	「水産・農林業」 「食料品」
TOPIX-17 エネルギー資源	「鉱業」 「石油・石炭製品」
TOPIX-17 建設・資材	「建設業」 「金属製品」 「ガラス・土石製品」
TOPIX-17 素材・化学	「繊維製品」 「パルプ・紙」 「化学」
TOPIX-17 医薬品	「医薬品」
TOPIX-17 自動車・輸送機	「ゴム製品」 「輸送用機器」
TOPIX-17 鉄鋼・非鉄	「鉄鋼」 「非鉄金属」
TOPIX-17 機械	「機械」
TOPIX-17 電機・精密	「電気機器」 「精密機器」
TOPIX-17 情報通信・サービス その他	「その他製品」 「情報・通信業」 「サービス業」
TOPIX-17 電力・ガス	「電気・ガス業」
TOPIX-17 運輸・物流	「陸運業」 「海運業」 「空運業」 「倉庫・運輸関連業」
TOPIX-17 商社・卸売	「卸売業」
TOPIX-17 小売	「小売業」
TOPIX-17 銀行	「銀行業」
TOPIX-17 金融 (除く銀行)	「証券、商品先物取引業」 「保険業」 「その他金融業」
TOPIX-17 不動産	「不動産業」

3. TOPIX ニューインデックスシリーズの銘柄選定

(1) TOPIX ニューインデックスシリーズの概要

- TOPIX ニューインデックスシリーズは、TOPIX の算出対象を、各銘柄の流動性と時価総額に応じて、TOPIX Core30、TOPIX Large 70、TOPIX 100、TOPIX Mid400、TOPIX 500、TOPIX Small 及び TOPIX 1000(以下「TOPIX Core30 等」という。)の算出対象として選定した株価指数である。
- TOPIX ニューインデックスシリーズは、市場の実態をよりの確に反映する観点から、算出対象の定期入替を毎年 1 回 (10 月) 行っている。
- TOPIX Core30、TOPIX Large70、TOPIX 100、TOPIX Mid400、TOPIX 500、TOPIX 1000 の算出対象数は、原則としてそれぞれ 30 銘柄、70 銘柄、100 銘柄、400 銘柄、500 銘柄、1,000 銘柄である。
ただし、これらの「原則数」は、10 月の定期入替時において適用する銘柄数であり、その後の定期追加(新規上場等)や上場廃止等によって、各株価指数の算出対象数は、一時的に原則数を上回ることもあれば下回ることもある。

(2) 10 月の定期入替

a. 概要

- 10 月の定期入替は、基準日において、TOPIX の構成銘柄を、b. ~h. の「選定基準」に基づき、各銘柄の流動性と時価総額(浮動株比率 (FFW=Free Float Weight)を反映したもの、以下同じ)に応じて、TOPIX Core30 等の算出対象の見直し(追加・除外)を行うものである。
- 定期入替に係る基準日は、毎年 8 月最終営業日とし、追加・除外リストを 10 月第 5 営業日に公表、定期入替後の株価指数の算出を 10 月最終営業日から行う。

b. TOPIX Core30 の選定基準

- 基準日の時点で以下の手順により選定作業を行う。
 - ① 直近 3 年間の売買代金合計額の順位が、TOPIX の算出対象の中で 90 位以上の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 15 銘柄選定する。
 - ② それ以外の 15 銘柄については、
 - (a) 基準日の TOPIX Core30 の算出対象の中から選定
基準日の TOPIX Core30 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 90 位以上で、かつ、時価総額順位が 40 位以上の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 15 銘柄になるまで選定する。
 - (b) 前項(a)によっても、銘柄数が 15 に不足する場合には、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 90 位以上の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 15 銘柄になるまで選定する。

c. TOPIX 100 の選定基準

- ・ 基準日の時点で以下の手順により選定作業を行う。

① 前項(b.)による TOPIX Core30 の算出対象を、TOPIX 100 の算出対象として選定

② それ以外の 70 銘柄については、

(a) 基準日の TOPIX 100 の算出対象の中から選定

基準日の TOPIX 100 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 200 位以上で、かつ、時価総額順位が 130 位以上の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 70 銘柄になるまで選定する。

(b) 前項(a)によっても、銘柄数が 70 に不足する場合には、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 200 位以上の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 70 銘柄になるまで選定する。

d. TOPIX 500 の選定基準

- ・ 基準日の時点で以下の手順により選定作業を行う。

① 前項(c.)による TOPIX 100 の算出対象を、TOPIX 500 の算出対象として選定

② それ以外の 400 銘柄については、

(a) 基準日の TOPIX 500 の算出対象の中から選定

基準日の TOPIX 500 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,000 位以上で、かつ、時価総額順位が 600 位以上の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 400 銘柄になるまで選定する。

(b) 前項(a)によっても、銘柄数が 400 に不足する場合には、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,000 位以上の銘柄の中から時価総額が大きい順に 400 銘柄になるまで選定する。

e. TOPIX 1000 の選定基準

- ・ 基準日の時点で以下の手順により選定作業を行う。

① 前項(d.)による TOPIX 500 の算出対象を、TOPIX 1000 の算出対象として選定

② それ以外の 500 銘柄については、

(a) 基準日の TOPIX 1000 の算出対象の中から選定

基準日の TOPIX 1000 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,200 位以上で、かつ、時価総額順位が 1,200 位以上の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 500 銘柄になるまで選定する。

(b) 前項(a)によっても、銘柄数が 500 に不足する場合には、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,200 位以上の銘柄の中から時価総額が大きい順に

500 銘柄になるまで選定する。

f. TOPIX Small の選定基準

- ・ 選定対象のうち、前項(d.)による TOPIX 500 の算出対象を除く銘柄

g. TOPIX Large70 の選定基準

- ・ 前項(c.)による TOPIX 100 の算出対象のうち、TOPIX Core30 の算出対象を除く銘柄

h. TOPIX Mid400 の選定基準

- ・ 前項(d.)による TOPIX 500 の算出対象のうち、TOPIX 100 の算出対象を除く銘柄

(3) 毎月の定期追加

a. 概要

- ・ 毎月の定期追加は、以下に該当する銘柄を、b. 項の「定期追加基準」に基づき、各銘柄の流動性と時価総額に応じて、TOPIX Core30 等への追加を行うものである。(追加のみで、他の算出対象の除外は行わない。)

- ・ 市場第一部に新規上場した銘柄（株式移転等を除く）
- ・ 市場第一部への指定された銘柄
- ・ マザーズから市場第一部への上場市場の変更された銘柄

- ・ 定期追加に係る基準日は、毎月最終営業日（新規上場月の最終営業日）とし、追加リストを毎月第5営業日（新規上場月の翌月第5営業日）に公表、定期追加後の株価指数の算出を毎月最終営業日（新規上場月の翌月最終営業日）から行う。

b. 定期追加基準

- ・ 原則として TOPIX Small に組入れる。ただし、特に時価総額及び売買代金が多い銘柄（指数组入月の前月最終営業日時点において、以下の条件を満たす銘柄）については、TOPIX Core30、TOPIX Large70、TOPIX Mid400 に組入れる。
→ TOPIX Mid400 以上の要件を満たさない限り、TOPIX 1000 へは組入れない。

	時価総額順位	売買代金順位
TOPIX Core30	20 位	90 位
TOPIX Large70	70 位	200 位
TOPIX Mid400	400 位	1,000 位

(4) 非定期の除外

- ・ 算出対象に上場廃止、整理銘柄への指定、指定替えがあった場合、当該銘柄を TOPIX ニューインデックスシリーズから除外する。(TOPIX の算出対象から除外する日と同一日に除外する。)

(5) 非定期の追加

- ・ TOPIX ニューインデックスシリーズの算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は旧商法の会社分割(人的分割)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく市場第一部に上場する場合には、当該上場廃止会社が所属していた TOPIX ニューインデックスシリーズの各株価指数の中で、より流動性、時価総額の大きな銘柄を算出対象とする株価指数に当該新設会社等を追加する。(TOPIX の算出対象に追加する日と同一日に追加する。)

(例) TOPIX Core 30 の算出対象である銘柄Aと、TOPIX Large 70 の算出対象である銘柄Bが株式移転のため上場廃止となり、新設会社 銘柄Cが速やかに市場第一部に新規上場する場合には、銘柄Cを TOPIX Core 30 の算出対象に追加する。

- ・ 前項(4)による非定期の除外によって、TOPIX ニューインデックスシリーズの算出対象数が原則数を下回ることがあっても、原則数を満たすための非定期の追加は行わない。(10月の定期選定の際に、原則数を満たすために必要な銘柄数の追加を行う。)

4. TOPIX コンポジット 1500 の銘柄選定

(1) TOPIX コンポジット 1500 の概要

- ・ TOPIX コンポジット 1500 は、東証市場第一部上場の内国普通株式、内国種類株式、東証単独上場外国株式、内国優先出資証券を算出対象とした TOPIX コンポジットの各銘柄を流動性と時価総額に応じて銘柄を選定した株価指数である。
- ・ TOPIX コンポジット 1500 は、市場の実態をよりの確に反映する観点から、算出対象の定期入替を毎年1回(10月)行っている。
- ・ TOPIX コンポジット 1500 の算出対象数は、原則として1,500銘柄である。ただし、これらの「原則数」は、10月の定期入替時において適用する銘柄数であり、その後の定期追加(新規上場等)や上場廃止等によって、TOPIX コンポジット 1500 の算出対象数は、一時的に原則数を上回ることもあれば下回ることもある。

(2) 10月の定期入替

a. 概要

- ・ 10月の定期入替は、基準日において、TOPIX コンポジットの構成銘柄を、b.の「選定基準」に基づき、各銘柄の流動性と時価総額(浮動株比率 (FFW=Free Float Weight)を反映したもの、以下同じ。)に応じて、TOPIX コンポジット 1500 の算出対象の見直し(追加・除外)を行うものである。
- ・ 定期入替に係る基準日は、毎年8月最終営業日とし、追加・除外リストを10月第5営業日に公表、定期入替後の株価指数の算出を10月最終営業日から行う。

b. TOPIX コンポジット 1500 選定基準

- ・ 基準日の時点で以下の手順により選定作業を行う。

(ア) 基準日の TOPIX コンポジット 1500 の算出対象の中から選定

基準日の TOPIX コンポジット 1500 の算出対象のうち、TOPIX コンポジットの算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,600 位以上で、かつ、時価総額順位が 1,600 位以上の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 1,500 銘柄になるまで選定する。

(イ) 前項(ア)によっても、銘柄数が 1,500 に不足する場合には、TOPIX コンポジットの算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,600 位以上の銘柄の中から時価総額が大きい順に 1,500 銘柄になるまで選定する。

(3) 毎月の定期追加

a. 概要

- 毎月の定期追加は、以下に該当する銘柄を、b. 項の「定期追加基準」に基づき、各銘柄の流動性と時価総額に応じて、TOPIX コンポジット 1500 への追加を行うものである。(追加のみで、算出対象の除外は行わない。)

- 市場第一部に新規上場した銘柄（株式移転等を除く）
- 市場第一部への指定された銘柄
- マザーズから市場第一部への上場市場の変更された銘柄

- 定期追加に係る基準日は、毎月最終営業日（新規上場月の最終営業日）とし、追加リストを毎月第 5 営業日（新規上場月の翌月第 5 営業日）に公表、定期追加後の株価指数の算出を毎月最終営業日（新規上場月の翌月最終営業日）から行う。

b. 定期追加基準

- 原則として TOPIX コンポジット 1500 には組入れない。ただし、特に時価総額及び売買代金が高い銘柄（指数組入月の前月最終営業日時点において、以下の条件を満たす銘柄）については、TOPIX コンポジット 1500 に組入れる。

	時価総額順位	売買代金順位
TOPIX コンポジット 1500	400 位	1,000 位

(4) 非定期の除外

- 算出対象に上場廃止、整理銘柄への指定、指定替えがあった場合、当該銘柄を TOPIX コンポジット 1500 から除外する。(TOPIX コンポジットの算出対象から除外する日と同一日に除外する。)

(5) 非定期の追加

- ・ TOPIX コンポジット 1500 の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は旧商法の会社分割(人的分割)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく市場第一部に上場する場合には、当該上場廃止会社が TOPIX コンポジット 1500 に属していた場合のみ当該新設会社等を追加する。(TOPIX コンポジットの算出対象に追加する日と同一日に追加する。)
- ・ 前項(4)による非定期の除外によって、TOPIX コンポジット 1500 の算出対象数が原則数を下回ることがあっても、原則数を満たすための非定期の追加は行わない。(10月の定期選定の際に、原則数を満たすために必要な銘柄数の追加を行う。)

5. TOPIX スタイルインデックスシリーズの銘柄選定

(1) TOPIX スタイルインデックスシリーズの概要

- ・ TOPIX スタイルインデックスシリーズは、TOPIX、TOPIX 500、TOPIX Small の算出対象を、各銘柄の連結 PBR (株価純資産倍率) 等に応じて、TOPIX バリュウ、TOPIX グロース、TOPIX 500 バリュウ、TOPIX 500 グロース、TOPIX Small バリュウ、TOPIX Small グロースの算出対象として選定した株価指数である。
- ・ 算出対象の定期入替は毎年 1 回 (10 月) 行う。

(2) 10 月の定期入替

a. 概要

- ・ 10 月の定期入替は、同月に実施する TOPIX ニューインデックスシリーズの銘柄入替後の算出対象について、基準日 (8 月最終営業日) 時点での各銘柄の連結 PBR 等を用い、b. ~d. のとおり、算出対象の見直しを行うものである。

b. TOPIX 500 バリュウ、TOPIX 500 グロースの選定基準

- ・ 10 月のニューインデックスの定期入替後の TOPIX 500 の算出対象について、以下の手順により選定作業を行う。
 - ① TOPIX 500 の算出対象の中で、連結 PBR 上位約 3 分の 1 (TOPIX 500 の浮動株時価総額合計の約 3 分の 1) に属する銘柄を TOPIX 500 グロースに選定する。(選定された銘柄は、TOPIX 500 グロースの算出対象となる。)
 - ② TOPIX 500 の算出対象の中で、連結 PBR 下位約 3 分の 1 (TOPIX 500 の浮動株時価総額合計の約 3 分の 1) に属する銘柄を TOPIX 500 バリュウに選定する。なお、連結 PBR がマイナスの銘柄は、TOPIX 500 バリュウに選定する。(選定された銘柄は、TOPIX 500 バリュウの算出対象となる。)
 - ③ TOPIX 500 算出対象の中で、①、②で選定された銘柄以外は、TOPIX 500 バリュウと TOPIX 500 グロースに浮動株時価総額を 50%ずつ配分する。(選定された銘柄は、TOPIX 500 グロース及び TOPIX 500 バリュウの算出対象となる。なお、各銘柄の浮動株時価総額は、TOPIX 500 バリュウと TOPIX 500 グロースにそれぞれ 50%ずつの配分となるよう浮動株比率を調整する。)

※ 原則、①~③で選定したスタイル分類とするが、連結予想 PER (株価収益率) 等を勘

案し、一部の銘柄のスタイル分類を変更することがある。

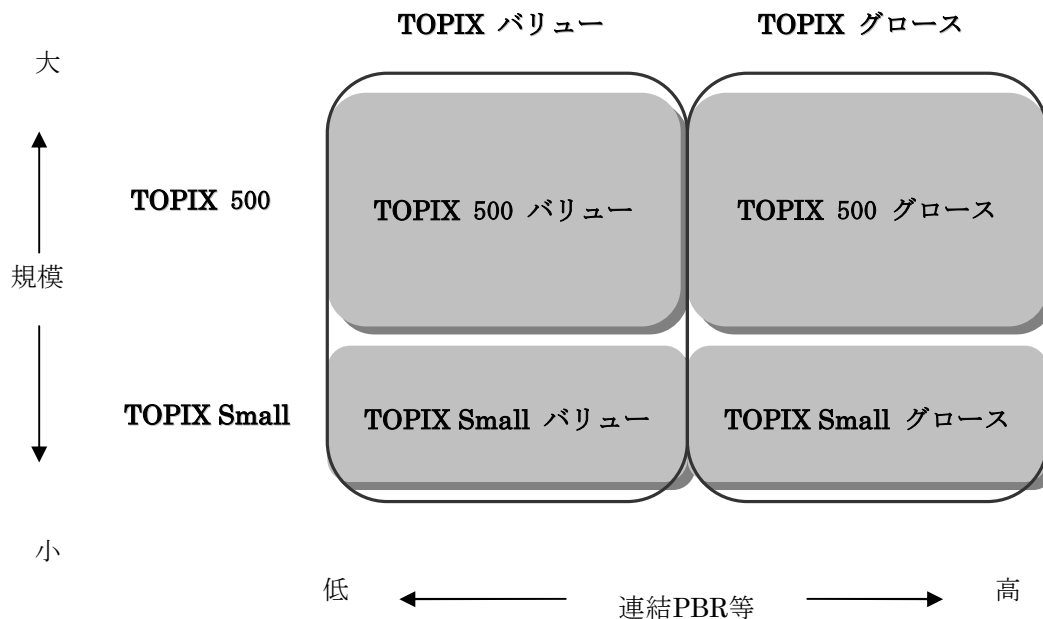
c. TOPIX Small バリューストック、TOPIX Small グロースの選定基準

- ・ 10月のニューインデックスの定期入替後の TOPIX Small の算出対象について、以下の手順により選定作業を行う。
 - ① TOPIX Small の算出対象の中で、連結 PBR 上位約 3 分の 1（TOPIX Small の浮動株時価総額合計の約 3 分の 1）に属する銘柄を TOPIX Small グロースに選定する。（選定された銘柄は、すべて TOPIX Small グロースの構成銘柄となる。）
 - ② TOPIX Small の算出対象の中で、連結 PBR 下位約 3 分の 1（TOPIX Small の浮動株時価総額合計の約 3 分の 1）に属する銘柄を TOPIX Small バリューストックに選定する。なお、連結 PBR がマイナスの銘柄は、TOPIX Small バリューストックに選定する。（選定された銘柄は、すべて TOPIX Small バリューストックの構成銘柄となる。）
 - ③ TOPIX Small の算出対象の中で、①、②で選定された銘柄以外は、TOPIX Small バリューストックと TOPIX Small グロースに浮動株時価総額を 50%ずつ配分する。（選定された銘柄は、TOPIX Small グロース及び TOPIX Small バリューストックの算出対象となる。なお、各銘柄の浮動株時価総額は、TOPIX Small バリューストックと TOPIX Small グロースにそれぞれ 50%ずつの配分となるよう浮動株比率を調整する。）

※ 原則、①～③で選定したスタイル分類とするが、連結予想 PER 等を勘案し、一部の銘柄のスタイル分類を変更することがある。

d. TOPIX バリューストック、TOPIX グロースの選定

- ・ b と c の選定を行うことで、TOPIX バリューストックと TOPIX グロースの算出対象を決定する（TOPIX 500 バリューストックと TOPIX Small バリューストックの各構成銘柄の合計が TOPIX バリューストックの構成銘柄に、TOPIX 500 グロースと TOPIX Small グロースの各構成銘柄の合計が TOPIX グロースの構成銘柄になる。）。



(3) 毎月の定期追加

- ・ 毎月の定期追加は、以下に該当する銘柄について新規上場月の最終営業日の連結 PBR を基に、前回の定期見直し時に用いた算出対象の連結 PBR の水準に基づきスタイル分類を決定し、TOPIX スタイルインデックスシリーズへの追加を行うものである。追加する日は、TOPIX の算出対象と同一日とする。(追加のみで、他の算出対象の除外は行わない。)

- ・ 市場第一部に新規上場した銘柄 (株式移転等を除く)
- ・ 市場第一部への指定された銘柄
- ・ マザーズから市場第一部への上場市場の変更された銘柄

(4) 非定期の除外

- ・ 算出対象に上場廃止、整理銘柄への指定、指定替えがあった場合、当該銘柄を TOPIX スタイルインデックスシリーズから除外する。(TOPIX の算出対象から除外する日と同一日に除外する。)

(5) 非定期の追加

- ・ TOPIX スタイルインデックスシリーズの算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は旧商法の会社分割(人的分割)等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく市場第一部に上場する場合には、当該新設会社等が新たに組入れとなる TOPIX ニューインデックスシリーズの所属に基づき TOPIX スタイルインデックスシリーズに追加する。なお、当該追加銘柄の浮動株時価総額のバリュウ指数又はグロース指数への配分は上場廃止会社のスタイル分類及び株式移転比率等を勘案し浮動株比率を算定する。(TOPIX の算出対象に追加する日と同一日に追加する。)

II. 指数の算出方法

- ・ TOPIX 等は、株価に指数用株式数をウェイトした指数で、基準時価総額に対する比較時の時価総額の比率を示したもので、その算出方法の概要は次のとおりである。

1. 算出方法

- ・ 算出対象銘柄ごとに「時価総額（指数用株式数に株価を乗じる）」を算出し、これを算出対象全銘柄合計した「算出時の時価総額」を、「基準時の時価総額（以下、「基準時価総額」という。）」で除した値に「基準値」を乗じる。よって、指数の値は、円銭表示ではなく、指数化したポイント表示であり、表示単位は小数点以下第 2 位（第 3 位四捨五入）までとなっている。

$$\text{算出式} = \text{算出時の時価総額} \div \text{基準時の時価総額} \times \text{基準値}$$

- ・ 次項 2. のとおり、基準値は 100 又は 1,000 で、指数によって基準時及び基準値は異なる。
- ・ なお、算出対象銘柄の増減や増資など、市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、指数の連続性を維持するため、後述のように基準時価総額を修正する。

2. 基準時及び基準値

指数		基準時	基準値
TOPIX・旧 TOPIX		1968 年(昭和 43 年)1 月 4 日	100
TOPIX ニューインデックスシリーズ	TOPIX 1000	2003 年(平成 15 年)9 月 12 日	1,000
	TOPIX 1000 を除く	1998 年(平成 10 年)4 月 1 日	1,000
東証規模別株価指数		1968 年(昭和 43 年)1 月 4 日	100
東証業種別株価指数	化学、医薬品、卸売業、小売業、銀行業、証券・商品先物取引業、保険業、その他金融業	1992 年(平成 4 年)1 月 6 日	1,000
	以上の 8 業種を除く	1968 年(昭和 43 年)1 月 4 日	100
TOPIX-17 シリーズ		2002 年(平成 14 年)12 月 30 日	100
TOPIX スタイルインデックスシリーズ		2008 年(平成 20 年)11 月 25 日	1,000
東証第二部株価指数		1968 年(昭和 43 年)1 月 4 日	100
東証マザーズ株価指数		2003 年(平成 15 年)9 月 12 日	1,000
東証 REIT 指数		2003 年(平成 15 年)3 月 31 日	1,000
東証コンポジットインデックスシリーズ		2009 年(平成 21 年)2 月 6 日	1,000

3. 採用株価

- ・ 株価は、次の順序で採用する。

①特別気配又は連続約定気配、②約定値段、③約定値段又は特別気配がない場合は指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用）

4. 指数用株式数

- ・ 指数用株式数は、指数用上場株式数に浮動株比率（FFW）を乗じたものである。

$$\text{各銘柄の指数用株式数} = \text{各銘柄の指数用上場株式数} \times \text{各銘柄の浮動株比率 (FFW)}$$

- ・ 指数用上場株式数は、上場株式数をベースに、指数算出用に加工した株式数である。通常、各銘柄の発行済株式数と指数用上場株式数は等しいが、例えば、株式分割等があった場合には、両者の間で、株式数を増減するタイミングの違いが生じ、一時的な差異が発生することがある。
- ・ なお、日本電信電話㈱と日本たばこ産業㈱については、未上場の政府保有株式が存在するため、発行済株式数は上場株式数と一致しない。
- ・ 東証 REIT 指数・旧 TOPIX は、浮動株反映を行っておらず、浮動株比率は便宜上 1.00 となる。

5. 浮動株比率（FFW）

(1) 概要

- ・ 浮動株比率（FFW=Free Float Weight）は「浮動株（市場で流通する可能性の高い株式）の分布状況に応じた比率」で、東証が銘柄別に算定し、指数の算出に使用するものである。浮動株の分布状況が異なる銘柄 X と銘柄 Y では浮動株比率（FFW）の値は異なる。
- ・ 浮動株比率（FFW）の算定は、「①有価証券報告書等の公表資料から固定株（固定的所有と見られる株式）を推定、②固定株比率（=固定株数÷指数用上場株式数）を算定、③「1-固定株比率」の数値から浮動株比率（FFW）を求める」の手順で行われる。浮動株比率（FFW）の刻みは 0.01 で、最小値は 0.00、最大値は 1.00 である。
- ・ なお、浮動株比率（FFW）については、直近決算期末の分布状況を反映するために、決算期に応じて年 1 回の「定期見直し」を実施するとともに、第三者割当増資等が生じ、浮動株の分布状況が著しく変化する場合には、東証の判断によって適宜「臨時見直し」を行うこととし

ている。

(2) 定期見直し

- 定期見直しの実施時期は、次のとおり、算出対象の決算期によって異なる。

決算期	公表日	実施日
1月～3月	10月第5営業日	10月最終営業日
4月～6月	1月第5営業日	1月最終営業日
7月～9月	4月第5営業日	4月最終営業日
10月～12月	7月第5営業日	7月最終営業日

- 定期見直しでは、原則として、有価証券報告書等の公表資料から算定した「1-固定株比率」の値を、次のテーブルのとおり、0.05刻みで切り上げた値を浮動株比率（FFW）として採用する。ただし、(4)項の流動性基準に該当する銘柄は、テーブルによる数値に一定の調整係数（0.75）を乗じる。

定期見直し時のテーブル

1-固定株比率	～0.05	～0.10	～0.15	～0.20	～0.25	～0.30	～0.35	～0.40	～0.45
浮動株比率 (FFW)	0.05	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45

～0.50	～0.55	～0.60	～0.65	～0.70	～0.75	～0.80	～0.85	～0.90	～0.95	～1.00
0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00

(3) 臨時見直し

- 以下に該当する事例が生じ、浮動株の分布状況が著しく変化することが見込まれる場合には、東証の判断によって浮動株比率（FFW）を適宜見直すことがある。

第三者割当増資、戦略的な優先株転換・新株予約権行使、会社分割、合併・株式交換、株式移転、公開買付、その他当取引所が適当と認める事例

(4) 時価総額に比べて流動性が低い銘柄への対応

- 浮動株指数の導入目的であるインデックス運用による個別銘柄の価格形成における過度な需給の歪みを改善する対応の一環として、TOPIX コンポジットの算出対象のうち、過去の売買状況に照らし、時価総額に比べて流動性が低いとみられる銘柄については、有価証券報告書等の公表資料から算定した浮動株比率に一定の調整係数（0.75）を乗じた比率を、TOPIX等の算出に反映する浮動株比率（FFW）として使用する。（当面の間、全体の1割程度の銘柄数が対象となる。）

- 調整係数を乗じる銘柄は、毎年定期的に見直しを行うこととし、具体的には、2 月末時点の TOPIX コンポジットの算出対象の中から調整係数を乗じる銘柄を選定し、4 月第 1 営業日に該当銘柄を公表、4 月最終営業日に定期見直しを実施する。なお、市場第一部への新規上場（株式移転等を除く）、市場第一部指定及びマザーズから市場第一部への上場市場変更によって、3 月 1 日以降、翌年 2 月末までの間に TOPIX コンポジットに追加された銘柄は、翌年 4 月の定期見直しまでの間は、調整係数を乗じる銘柄として扱うこととする。

(例) 2006 年 2 月に新規上場し、同年 3 月末に TOPIX コンポジットに追加された銘柄は、2007 年 4 月の定期見直し実施日の前営業日までの間は、有価証券報告書等の公表資料から算定した浮動株比率に一定の調整係数（0.75）が乗じられる扱いとなる。2007 年 4 月の定期見直しから、他の銘柄同様、調整係数を乗じるか否かの選定対象に加えらる。

(5) 固定株の認定

① 基礎資料

- 有価証券報告書等の上場会社公表資料

② 固定株の認定

- 以下に該当する持株は、原則として固定株として扱う。

大株主上位 10 位の保有株、自己株式等（相互保有株式（会社法 308 条 1 項により議決権の制限を受けている株式）を含む）、役員等の保有株、その他東証が適当とみなす事例（長期的又は固定的所有とみられる株式等）

- ただし、「大株主上位 10 位の保有株」であっても、東証が浮動株とみなすことが適当であると判断した場合にはこの限りではない。

(参考) 以下の事例は、東証が浮動株とみなす一例にすぎず、全ての事例を網羅するものではない。

事例	該当する大株主
原則として浮動株とみなすもの	証券金融会社、決済機関、DR 発行のために預託された株式の名義人
浮動株とみなす可能性のあるもの 以下のいずれかの条件を満たし、東証が浮動株とみなすことが適当であると判断した場合 <ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書に信託種類、保有目的等が明記されているもの 不特定多数の保有株式を一元管理していることが明らかなもの 顧客の信用取引のための保有であることが明らかなもの 	信託銀行、マスタートラスト、グローバル・カストディアン、保険会社、証券会社等

Ⅲ. 基準時価総額の修正

前述のように、指数の算出において、算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、次のように基準時の時価総額を修正する。

1. 修正を要する事項等

- ・ 基準時価総額の修正を要する事項と修正日、修正に使用する株価は、次のとおりである。なお、基準時価総額の修正は、修正日の前営業日の立会終了後に行われている。

(1) 算出対象の異動

① TOPIX、旧 TOPIX、東証業種別株価指数、TOPIX-17 シリーズ、TOPIX ニューインデックスシリーズ、東証規模別株価指数、TOPIX スタイルインデックスシリーズ

	修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
追加	新市場第一部への新規上場（直接上場、他証券取引所経由）	新規上場日の翌月末（最終営業日）	修正日の前営業日の株価
	規TOPIXの算出対象が株式移転等（注1）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が市場第一部に速やかに新規上場する場合（注2）	新規上場日（注3）	基準値段
	市場第一部への指定	指定日の翌月末（最終営業日）（注4）	修正日の前営業日の株価
	マザーズから市場第一部への上場市場変更	変更日の翌月末（最終営業日）（注4）	修正日の前営業日の株価
除外	上場廃止株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が市場第一部に速やかに新規上場する場合	当該新設会社等の新規上場日（通例、上場廃止日の3営業日後）	上場廃止日の前営業日の株価（注5）
	上記以外（他のTOPIXの算出対象を存続会社とする合併・株式交換など）	上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	整理銘柄への指定	整理銘柄への指定日（注6）の4営業日後	修正日の前営業日の株価
	市場第二部への指定替え	指定替え日	修正日の前営業日の株価
	毎年10月の定期入替（TOPIX ニューインデックスシリーズ、東証規模別指数のみ）	変更日	修正日の前営業日の株価
	毎年10月のスタイルの定期見直し（TOPIX スタイルインデックスシリーズのみ）	変更日	修正日の前営業日の株価
	業種変更（東証業種別株価指数・TOPIX-17 シリーズのみ）	変更日	修正日の前営業日の株価

- 注1：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割（人的分割）
- 注2：当該上場廃止会社が所属していた TOPIX ニューインデックスシリーズの各株価指数の中で、より流動性、時価総額の大きな銘柄を算出対象とする株価指数に当該新設会社等を追加する。
- 注3：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。
- 注4：当該銘柄は指定日又は変更日から構成銘柄数に数えられるが、テクニカルな対応として、「指定日の翌月末の前営業日」又は「変更日の翌月末の前営業日」までの間は浮動株比率（FFW）を 0.00 とし、指数用株式数を 0 株とすることで、実質的に TOPIX の算出に反映される日を繰り下げることとする。なお、旧 TOPIX については、浮動株比率（FFW）が 1.00 に設定されており、「指定日」又は「変更日」から算出に反映される。
- 注5：上場廃止日から除外日の前営業日までの間は、上場廃止日の前営業日の株価を用いて指数を算出する。
- 注6：整理銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。
- 注7：市場第一部に新規上場した銘柄について、新規上場日から起算する 5 営業日内のいずれかの日において、TOPIX に占める時価総額の比率が 1%以上となることが認められた場合には、当該銘柄の TOPIX 等への組入れは 1 回当たりの比率が 1%未満となるよう、浮動株比率（FFW）を調整して複数回に分けて行う。（2 回目以降の組入れは、前回実施日の翌々月末に行なう。）
- 注8：市場第一部への新規上場銘柄（株式移転等を除く）、市場第一部指定銘柄、マザーズから市場第一部への上場市場変更銘柄の TOPIX への追加日が、当該銘柄の「発行日決済取引の期間中」となる場合は、TOPIX への追加日を「発行日決済取引売買最終日の翌月末」に変更する。
- （参考）2006 年 1 月 4 日以降を割当日（基準日）とする株式分割については発行日決済取引を行わない。なお、株主割当有償増資については、従来どおり、事例によって発行日決済取引を行うことがある。

② 東証第二部株価指数、東証マザーズ指数

	修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
追加	市場第二部、マザーズへの新規上場（直接上場、他証券取引所経由）	新規上場日の翌月末（最終営業日）	修正日の前営業日の株価
	株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が速やかに市場第二部、マザーズに新規上場する場合	新規上場日（注1）の翌営業日	修正日の前営業日の株価
	市場第二部への指定替え（東証第二部株価指数のみ）	指定替え日	修正日の前営業日の株価
除外	上場廃止	上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	整理銘柄への指定	整理銘柄への指定日（注2）の 4 営業日後	修正日の前営業日の株価
	市場第一部指定（東証第二部株価指数のみ）	指定日	修正日の前営業日の株価
	マザーズから市場第一部への上場市場変更（東証マザーズ指数のみ）	変更日	修正日の前営業日の株価
	マザーズから市場第二部への上場市場変更	変更日	修正日の前営業日の株価

注1：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注2：整理銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

③ 東証 REIT 指数

	修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
追加	新規上場（直接上場、他証券取引所経由）	新規上場日の翌月末 （最終営業日）	修正日の前営業日の 株価
除外	上場廃止	上場廃止日	修正日の前営業日の 株価
	整理銘柄への指定	整理銘柄への指定日 （注）の4営業日後	修正日の前営業日の 株価

注：整理銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

④ 東証コンポジットインデックスシリーズ

(a) 内国普通株式の取扱い

a. TOPIX コンポジット

Ⅲ. 1. (1). ①の取扱いに準じる。

b. TOPIX コンポジット 1500

Ⅲ. 1. (1). ①の取扱いに準じる。TOPIX コンポジット 1500 の定期入替時の取扱いは以下のとおり。

	修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
追加	毎年10月の定期入替	変更日	修正日の前営業日の 株価
除外	毎年10月の定期入替	変更日	修正日の前営業日の 株価

c. 東証第二部コンポジット指数、東証マザーズコンポジット指数

Ⅲ. 1. (1). ②の取扱いに準じる

(b) 内国参加型種類株式、内国優先出資証券、単独上場外国株式

a. TOPIX コンポジット、TOPIX コンポジット 1500

	修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
追加	市場第一部への新規上場（直接上場、他証券取引所経由）	新規上場日の翌月末（最終営業日）	修正日の前営業日の 株価
	TOPIX コンポジットの算出対象が株式移転等（注1）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が市場第一部に速やかに新規上場する場合（注2）	新規上場日（注3）	基準値段
	市場第一部への指定	指定日の翌月末（最終営業日）（注4）	修正日の前営業日の 株価

	修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価	
	マザーズから市場第一部への上場市場変更	変更日の翌月末(最終営業日) (注4)	修正日の前営業日の株価	
	重複上場の外国株式が、重複上場市場で上場廃止となり、東証単独上場となった場合 (TOPIX コンポジット 1500 のみ) 毎年 10 月の定期入替	重複上場市場の上場廃止日の翌月末 (最終営業日)	修正日の前営業日の株価	
		変更日	修正日の前営業日の株価	
除 外	上 場 廃 止	株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が市場第一部に速やかに新規上場する場合	当該新設会社等の新規上場日 (通例、上場廃止日の4営業日後)	上場廃止日の前営業日の株価(注5)
		上記以外 (他の TOPIX の算出対象を存続会社とする合併・株式交換など)	上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	整理銘柄への指定	整理銘柄への指定日(注6)の4営業日後	修正日の前営業日の株価	
	市場第二部への指定替え	指定替え日	修正日の前営業日の株価	
	東証単独上場外国株式が、他市場に新規上場し、東証単独上場でなくなった場合 (TOPIX コンポジット 1500 のみ) 毎年 10 月の定期入替	他市場の新規上場日の翌月末 (最終営業日)	修正日の前営業日の株価	
		変更日	修正日の前営業日の株価	

注1：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割（人的分割）

注2：当該上場廃止会社が所属していた TOPIX コンポジット 1500 に組入れられていた場合、新設会社を TOPIX コンポジット 1500 に追加する。

注3：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注4：当該銘柄は指定日又は変更日から構成銘柄数に数えられるが、テクニカルな対応として、「指定日の翌月末の前営業日」又は「変更日の翌月末の前営業日」までの間は浮動株比率（FFW）を 0.00 とし、指数用株式数を 0 株とすることで、実質的に TOPIX の算出に反映される日を繰り下げることとする。

注5：上場廃止日から除外日の前営業日までの間は、上場廃止日の前営業日の株価を用いて指数を算出する。

注6：整理銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注7：市場第一部に新規上場した銘柄について、新規上場日から起算する5営業日内のいずれかの日において、TOPIX コンポジットに占める時価総額の比率が1%以上となることが認められた場合には、当該銘柄の TOPIX コンポジット等への組入れは1回当りの比率が1%未満となるよう、浮動株比率（FFW）を調整して複数回に分けて行う。（2回目以降の組入れは、前回実施日の翌々月末に行なう。）

注8：市場第一部への新規上場銘柄（株式移転等を除く）、市場第一部指定銘柄、マザーズから市場第一部への上場市場変更銘柄の TOPIX への追加日が、当該銘柄の「発行日決済取引の期間中」となる場合は、TOPIX への追加日を「発行日決済取引売買最終日の翌月末」に変更する。

(参考) 2006年1月4日以降を割当日(基準日)とする株式分割については発行日決済取引を行わない。なお、株主割当有償増資については、従来どおり、事例によって発行日決済取引を行うことがある。

b. 東証第二部コンポジット指数、東証マザーズコンポジット指数

	修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
追加	新規上場 市場第二部、マザーズへの新規上場（直接上場、他証券取引所経由）	新規上場日の翌月末（最終営業日）	修正日の前営業日の株価
	規上場 株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が速やかに市場第二部、マザーズに新規上場する場合	新規上場日（注1）の翌営業日	修正日の前営業日の株価
	市場第二部への指定替え	指定替え日	修正日の前営業日の株価
	重複上場の外国株式が、重複上場市場で上場廃止となり、東証単独上場となった場合	重複上場市場の上場廃止日の翌月末（最終営業日）	修正日の前営業日の株価
除外	上場廃止	上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	整理銘柄への指定	整理銘柄への指定日（注2）の4営業日後	修正日の前営業日の株価
	市場第一部指定	指定日	修正日の前営業日の株価
	マザーズから市場第一部への上場市場変更	変更日	修正日の前営業日の株価
	東証単独上場外国株式が、他市場に新規上場し、東証単独上場でなくなった場合	他市場の新規上場日の翌月末（最終営業日）	修正日の前営業日の株価
	マザーズから市場第二部への上場市場変更	変更日	修正日の前営業日の株価

注1：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注2：整理銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

(2) 指数用株式数の変更

修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
浮動株比率 (FFW)の変更	変更日	修正日の前営業日の株価
公募増資	変更(追加)上場日 (払込期日の翌日) (注1)	修正日の前営業日の株価
第三者割当増資	変更(追加)上場日 (払込期日の2営業日後) の5営業日後	修正日の前営業日の株価
株主割当増資	権利落ち日	1株当たり払込金
新株予約権の行使	行使された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
優先株等の転換	転換された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
自己株式消却	自己株式が消却された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
合併・株式交換	他の東証で算出する指数対象銘柄(注2)を非存続会社とする場合(東証で算出する指数対象銘柄の算出対象同士の合併・株式交換)	非存続会社の上場廃止日
	上記以外	変更(追加)上場日(効力発生日)
政府保有株の売出し(日本電信電話、日本たばこ)	変更(追加)上場日	修正日の前営業日の株価
旧商法の吸収分割(営業を承継する会社の上場株式数が増加する事例)	変更(追加)上場日(効力発生日)	修正日の前営業日の株価
その他の調整(注3)	当該情報が「所報で公表された日」の当月末又は翌月末(注4)	修正日の前営業日の株価

注1：変更(追加)上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。(以下同じ)

注2：東証で算出する指数対象銘柄は、内国普通株式、内国優先出資証券、内国参加型種類株式、単独上場外国株式、REIT。

注3：例えば、「新株予約権付社債等の発行会社が株式分割を実施した場合や被合併会社となった場合」、「既に指数の算出に反映済みの内容について、上場会社から事後の訂正があった場合」など。

注4：午前9時を過ぎて所報で公表された場合には、その翌営業日を「所報で公表された日」と見なす。

注5：株式分割、株式併合など、株式数の増加(減少)に応じて株価を修正する場合には、時価総額の変動がないため、基準時価総額は修正しない。

(3) 元データ

- 基準時価総額の修正事由やその内容、変更日等に関する元データは、東証が発行会社からの報告等を基に日々公表している「所報」から採取する。(浮動株比率 (FFW)の算定についてはII.5. 項参照のこと)
- なお、上記の基準時価総額の修正事由に関して、発行会社が報告内容を訂正した場合でも、既に算出・公表した指数の値について過去に遡って修正することは行わない。

2. 修正方法

(1) 配当を考慮しない指数

① 修正方法

- ・ 指数の連続性が維持されるよう、次の算式により基準時価総額を修正する。

$$\begin{aligned} \text{算式} &= \text{前営業日の時価総額} \div \text{旧(修正前)基準時価総額} \\ &= (\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額}) \div \text{新(修正後)基準時価総額} \end{aligned}$$

注：修正額＝指数用株式数の増加(減少)×修正に使用する株価

- ・ したがって、

$$\begin{aligned} \text{新基準時価総額} \\ &= \text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額}) \div \text{前営業日の時価総額} \end{aligned}$$

② 修正例

- ・ 仮に、旧基準時価総額を 20 兆円、前日の時価総額を 400 兆円とすれば、前日の TOPIX は、

$$\text{前日の TOPIX} = 400 \text{ 兆円} \div 20 \text{ 兆円} \times 100 = 2,000.00 \text{ ポイント}$$

となる。

- ・ そして、仮に、A銘柄の指数用株式数が公募増資のため 1 億株増加し、前日終値が 2,000 円だったとすれば、修正額は 1 億株×2,000 円＝2,000 億円となる。よって、新基準時価総額は、

$$\text{新基準時価総額} = 20 \text{ 兆円} \times (400 \text{ 兆円} + 2,000 \text{ 億円}) \div 400 \text{ 兆円} = 20.01 \text{ 兆円}$$

となる。

- ・ 次のとおり、今日の TOPIX の値は、算出対象すべてに株価の変化がなければ、前日と変わらずの 2000.00 ポイントとなる。(このように、基準時価総額の修正によって、公募増資による時価総額の増加の影響を受けずに、指数の連続性が保たれるのである。)

$$(400 \text{ 兆円} + 2,000 \text{ 億円}) \div 20.01 \text{ 兆円} = 2,000.00 \text{ ポイント}$$

(2) 配当込み指数

- ・ 配当込み指数の算出において使用する配当金は、税引き前の配当金を使用する。
- ・ 配当落日の時点では、当期の配当金額は未確定であるため、配当落金額による基準時価総額の修正は、「(a) 予想配当金による修正」と、「(b) 予想配当金と決算短信で公表された配当金の差異による微調整」の2回に分けて行う。

a. 予想配当金による修正

- ・ 配当落日に、予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し、前項による基準時価総額の修正を行う。使用する予想配当金は、原則として、以下のとおり決定する。
 - ① 当期の配当金額が適時開示情報にて公表されている場合は、その金額とする。
 - ② 当期の配当金額が確定していない（上記①のとおり公表されていない、または同金額が未定等の場合）は前期配当金額とする。
- ・ 基準時価総額の修正方法は、基本的には前項(1)と同様だが、次の算式のとおり、剰余金の配当による修正を行う点が異なる。

- ・ 新基準時価総額
= 旧基準時価総額 × (前営業日の時価総額 - 配当落金額の総額
± 修正額) ÷ 前営業日の時価総額
- ・ 各銘柄の配当落金額 = 配当落日前営業日の指数用株式数 × 予想配当金
- ・ 配当落金額の総額 = 各銘柄の配当金額の合計

注：修正額 = 指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

b. 予想配当金と決算短信で公表された配当金の差異による微調整

- ・ 配当落日に使用した予想配当金と、決算短信で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄について配当落金額の微調整を行う。具体的には、配当落日が属する月の3ヶ月後の月の7日（休業日の場合は前営業日に繰り上げる）に、配当落微調整額の総額を算出し、基準時価総額の修正を行う。（例えば3月決算の場合、微調整の実施日は6月7日となる。）
- ・ 配当落微調整処理の対象期間は、「配当落微調整実施日の3営業日前までに開示されている情報」を対象とする。ただし、上述の対象期間外に配当修正が開示され、その修正内容が指数値に影響を与える影響が大きいと東証が判断した場合、追加で配当落微調整を実施する。

- ・ 新基準時価総額
= 旧基準時価総額 × (前営業日の時価総額 - 配当落微調整額総額
± 修正額) ÷ 前営業日の時価総額
- ・ 各銘柄の配当落微調整額 = (配当落日前営業日の指数用株式数)
× (決算短信で公表された配当金 - 予想配当金)
- ・ 配当落微調整額総額 = 各銘柄の配当落微調整額の合計

IV. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数値

- ・ TOPIX 等は、東証が算出し、相場報道システムを通じてリアルタイム(15 秒単位)で全国の証券会社、報道機関等へ配信している。(配当込み指数については終値のみ) また、東証が発行している「東証統計月報」に収録されている。(一部の指数を除く)

(2) 基礎情報

- ・ TOPIX 等に係る日々の基礎情報(基準時価総額、算出対象の指数用株式数等)は、「Tokyo Market Information」において有償による情報提供を行っている。

2. 利用許諾

- ・ TOPIX 等は、東証の知的財産であり、これら指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は東証が有している。このため、TOPIX 等を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す(相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。)又はデータ提供する場合など TOPIX 等を商業的に利用する場合には、東証とのライセンス契約が必要となる。

3. 免責

- ・ TOPIX 等の算出において、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期又は中止することがある。また、東証は、TOPIX 等がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、TOPIX 等の算出において、数値に誤謬が発生しても、東証は一切その賠償の責めを負わない。

4. 問合せ先

株式会社東京証券取引所 情報サービス部
指数担当(指数算出上の取扱い、ライセンスについて)
カスタマーサービス担当(指数基礎情報及び遡及値の入手について)
電話番号: 03-3666-0141(代)
E-mail: index@tse.or.jp

以 上